

# 健康診断のご案内

主 催：春日井商工会議所建設業部会・製造業部会 健診機関：一般財団法人 公衆保健協会  
 会員企業を対象に経営者・従業員の方々に対しての健康診断を実施致します。健康診断は労働安全衛生法において、実施が義務づけられています。今年度未受診の事業所様は、是非受診下さい。

実施日	健診受付時間	実施場所	金額（税込）
12月10日（木）	9：00～11：00 ※30分刻みの予約受付。 受付人数：各10名 （所要時間 1時間30分程度）	商工会議所 1階 大会議室	7,169円

◆検査項目は下記のとおりです。生活習慣病の予防に必要な項目のため、全て受診していただく必要があります。

検査項目	検査内容
診察等	視診、触診、聴打診などを行います。
問診	現在の健康状態や生活習慣を伺い、検査の参考にします。
身体計測	身長、体重、腹囲、視力、聴力を測ります。
血圧測定	血圧を測り、循環器系の状態を調べます。
尿検査	腎臓、尿路の状態から糖尿病などを調べます。
便潜血反応検査	大腸からの出血を調べます。（大腸がん検査） ※ご家庭で便を2日分採取し当日ご持参下さい。
血液検査	動脈硬化、肝機能などの状態や糖尿病、痛風などを調べます。
心電図検査	不整脈や狭心症などの心臓に関わる病気を調べます。
胸部レントゲン検査	肺や気管支の状態を調べます。
胃部レントゲン検査	食道や胃、十二指腸の状態を調べます。（バリウム検査）

【対象者】協会けんぽ加入事業者の方で、**35歳～74歳の被保険者（本人）**。

【申込方法】1) 「生活習慣病予防健診対象者一覧」（協会けんぽから、3月頃のご案内に同封）  
 2) 下記申込書又は当所HPより申込書をダウンロード

1)・2)の書類をFAX又はメール（master@kcci.or.jp）にてお申込み下さい。

当所より健診機関を通じて協会けんぽへ手続きをいたします。

※付加健診や子宮頸がん検診・乳がん検診については、当所では受付できません。  
 一般健診とセットでの受診が必要ですので、希望の場合は健診機関へ直接お申込み下さい。

【問診票等の送付】実施日の2週間前までに受診票・検査キットを郵送いたします。

【当日の持ち物】受診票・問診票・検査キット・保険証

【健診当日】3密を避ける為、マスク着用・来場前の検温・受診時間の厳守をお願いします。

※37.5℃以上の発熱のある方、風邪の症状や嗅覚・味覚の低下といった症状のある方等は受診をお断りしております。

【受診結果通知】受診結果は、1ヶ月程度で郵送します。

【受診料支払方法】請求書を受診結果に同封し送付させていただきます。

【申込期日】11月10日（火）

【連絡先】春日井商工会議所 事業推進課 TEL（0568）81-4141



## 健康診断申込書

FAX 0568-81-3123

事業所名		担当者名	
TEL		FAX	
受診者数	名		
第1希望	時 分	第2希望	時 分
健診結果に産業医のコメントを掲載できます。（600円（税込）/人 <input type="checkbox"/> 必要（受診者全員） <input type="checkbox"/> 不要			

※ご記入いただいた情報は、健診の連絡・健診結果の通知等目的以外に利用いたしません。なお、受診機関とは業務委託契約を締結し、個人情報保護は適切に管理します。

## 一般健診受診予定の事業所様

申込みの際に「生活習慣病予防健診対象者一覧表」が必要です。

全国健康保険協会（協会けんぽ）より令和2年3月頃の案内に同封されております。

一覧表が無い場合は、下記の全国健康保険協会愛知支部に再発行の手続きをして頂き、別添申込書と一緒に11月10日（火）までにお申込みください。

空き状況については当所事業推進課までお問い合わせください。

### 全国健康保険協会 愛知支部

音声ガイダンスの途中でも  
番号の選択が可能です

# 052-856-1490

 (代表)

受付時間 8:30~17:15 (土日祝・年末年始除く)

最初のガイダンスで①②③を選択

1

- ・健康保険のお問い合わせ  
(申請書の記入方法や添付書類など)
- ・健康保険の制度について  
(傷病手当金、高額療養費、任意継続など)
- ・申請書の送付依頼

2

- ・現在お手続き中の内容について
- ・健診のお問い合わせ
- ・地方自治体、医療機関からの  
お問い合わせ

3

- ・その他のお問い合わせ
- ・お問い合わせ先が不明な場合

最初のガイダンスで②を選んだ場合

1

- ・各種給付金の処理状況  
(傷病手当金、高額療養費など)

2

- ・保険証、限度額適用認定証の発行状況
- ・任意継続保険の処理状況

3

- ・生活習慣病予防健診 (被保険者本人の健診)
- ・特定健診 (被扶養者 (ご家族) の健診)
- ・保健指導について

4

- ・交通事故等、第三者の行為による  
傷病について
- ・労災への切り替え手続きについて
- ・レセプトに関するお問い合わせ

5

- ・その他のお問い合わせ

問合せ:事業推進課 (0568) 81-4141